

## Ⅱ．記録判明ケースの統合促進



## 記録判明ケースの統合促進

### 1. 問題の所在

- 通常の年金相談やねんきん特別便等により、年金記録が判明したケースについて、本人からの届出がないなどとして、記録の統合処理が行われていないケースがある。
- これらのケースについて、再度ご本人へ届出の提出勧奨等を行い、積極的に記録統合を行うことにより、年金記録の回復を進めるとともに、「未統合記録 5,000 万件」の解明、対応の促進を図る。

#### 〔備考1〕年金記録回復委員会における問題指摘

- 第14回（平成22年6月21日）の年金記録回復委員会で「実態として、ご本人から再裁定の申出書が提出されていないため再裁定が行われていないものがある。その件数はどの位あるか把握しているのか。」との問題指摘あり。

#### 〔備考2〕会計検査院からの問題指摘

- 平成21年10月14日会計検査院報告の「年金記録問題に関する会計検査の結果について」等において、7社会保険事務所管内で実施された検査で、被保険者及び受給者1,133人に係る厚生年金保険の手帳記号番号の年金記録1,319件を基礎年金番号に統合していない事態が判明し、以下の指摘を受けた。
  - ① 社会保険事務所等における年金記録相談において年金記録が判明した場合に、年金記録の照会申出者から氏名変更等の届出がないなどとして基礎年金番号への統合処理が行われていなかったものが見受けられた
  - ② これらについては、社会保険事務所等は、未統合の年金記録を有する者に対し届出を行うよう勧奨したり、届出を要しないものについては積極的に記録の統合等を行ったりする必要がある

#### 〔備考3〕記録が未統合となっていた原因

- 未統合の主な原因としては、
  - ① 平成18年頃においては、窓口において記録照会の申出書の提出を受けた際、記録統合・訂正処理についての事前同意を得るための本人署名欄（※）がない申出様式を使用していたこと
    - （※）平成18年8月16日付通知による新書式においては、記録の調査過程において判明した氏名や生年月日などの記録訂正や記録の統合について同意する旨の本人署名欄が設けられ、改めて別途の届出の提出は要しないこととした。

- ② 年金受給者については、平成 20 年 2 月以降は、減額事例への対応を念頭に、本人から再裁定の申出書の提出がなければ統合処理を行わないこととしたことから、本人からの届出の提出がない場合には、年金記録が未統合のままとなる事象が発生することとなったもの。

## 2. この問題への対応

### (1) 既判明事案（8 月 11 日現在、本年度判明分を含め約 1,500 件）への対応

以下について、各ブロック本部及び年金事務所へ指示。（8 月 1 日）

- ① 被保険者分については、生年月日の訂正処理が必要なものを除き、改めてご本人の署名等を求めることなく、8 月中に記録の統合処理を行い本人へお知らせすること。生年月日訂正などご本人からの届出が必要なものは早急にご本人へ届出の提出勧奨を行い、出来る限り 8 月中に記録の統合処理を終了させること
- ② 年金受給者分については、年金額が減額となるものを除き、早急にご本人へ再裁定の申出書等の提出勧奨を行い、出来る限り 8 月中に記録の統合処理を終了させること

### (2) 今後の進捗管理

以下について、各ブロック本部及び年金事務所へ指示。（8 月 1 日）

- ① 受付管理簿に、ご本人へ回答した内容や「年金記録及び年金額の再計算に関する申出書」（再裁定申出書）等の送付年月日等を明記し、届出等の提出のない方を的確に把握すること
- ② ご本人へ再裁定申出書等を送付した後、3 ヶ月経過してもご本人から再裁定申出書の提出がない場合は、再度提出勧奨を行うこと

### (3) 過去分事案への対応

- ① 平成 18 年 8 月以降 22 年 8 月までにご本人へ回答した記録照会（一般の記録照会のほか、ねんきん特別便や黄色便等を含む。）について、再点検を行い、記録の統合処理ができるものは速やかに統合し、ご本人から再裁定の申出書等の提出がないものについては、再度提出勧奨を行うこととする。
- ② 工程表の処理が一段落する本年 10 月より作業を開始し、未統合となっているものが比較的多いと考えられる平成 18 年 8 月からねんきん特別便発送前の 19 年 12 月までにご本人へ回答した案件については今年度中に、それ以降の案件については 23 年 9 月を目途に 全ての記録照会の回答の再点検を終了させたい。

### Ⅲ. 年金受給にできる限り結びつけていくための取組み



## 1 年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対するお知らせの送付について

### (1) 趣旨

年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対して、請求を促すための「お知らせ」を送付し、年金の受給につなげていくもの。

### (2) 送付対象者

社会保険オンラインシステム上の記録において、25年の受給資格期間を満たしている69歳以上の方<sup>(注)</sup>であって、年金の全部又は一部の請求を行っていない方に対して「お知らせ」を送付する。

(注) 68歳の方で平成23年4月までに69歳に到達する方を含む。

○ 送付対象者数： 約6.5万人

#### (内訳)

ア. 年金を全く請求していない方……………約2.3万人

イ. 65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給していたが、65歳以降に  
老齢基礎年金・老齢厚生年金のいずれも請求していない方……………約0.2万人

ウ. 65歳以降に老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給権を有しながら、  
いずれか一方のみを受給しており、他の一方を請求していない方……………約3.9万人

(3) 送付スケジュール

平成22年9月下旬送付予定。

(4) フォローアップ

「お知らせ」送付対象者の年金事務所等への来訪状況・年金裁定の状況を集計・把握する。

(5) 今後、69歳に到達する方に対する対応（恒常的な対応）

社会保険オンラインシステム上の記録において、25年の受給資格期間を満たす方であって、上記2のア～ウのいずれかに該当する方が69歳に到達する際に、当該69歳の誕生月に年金の請求を促す「お知らせ」を送付する。

（平成23年5月に69歳に到達する方から順次送付予定。）



## 2 70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対するお知らせの送付について

### (1) 趣旨

70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対して、合算対象期間（カラ期間）や任意加入制度等について説明を行い、年金事務所等への相談を促すための「お知らせ」を送付し、年金の受給につなげていくもの。

### (2) 送付対象者

社会保険オンラインシステム上の記録において、70歳までの一定期間において保険料を納付することより25年の受給資格期間を満たす方のうち、平成22年1月1日時点で64歳以上の方に対して「お知らせ」を送付する。（現に年金を受給している方やすでに任意加入をしている方を除く。）

○ 送付対象者数： 約 1.6万人

### (3) 送付スケジュール

平成22年9月下旬送付予定。

### (4) フォローアップ

「お知らせ」送付対象者の年金事務所等への来訪状況・任意加入や年金裁定の状況を集計・把握する。

### 3 「年金の加入期間に関するお知らせ」(約50万件)送付後のフォローアップ状況について

- 旧社会保険庁においては、平成21年12月18日から24日にかけて、社会保険オンラインシステム上の記録では25年の受給資格期間を満たさない方(約50万件)(注)に対して、合算対象期間(カラ期間)の有無などについての注意喚起を行い、併せて任意加入制度の周知を図るためのお知らせ(「年金加入期間に関するお知らせ」)を送付したところ。

(注) 平成21年1月1日時点で63歳以上の年金を受給していない方が対象。この年齢未満の方については、平成17年10月以降、60歳到達の3か月前に同様のお知らせを送付済み。

- この「お知らせ」の送付対象者の年金相談や年金の裁定の状況についてフォローアップを行い、本年4月23日の年金記録回復委員会において、3月31日現在の状況について報告したところ。<表1参照>

- 今回、さらに、7月31日現在における「裁定された方」の状況を取りまとめた。<表2参照>

<表1>第12回年金記録回復委員会(4月23日)で報告したもの(抜粋)(平成22年3月31日現在)

事 項		人 数 (人)	構成割合	備 考
1	「年金の加入期間に関するお知らせ」送付対象者数	499,399		左記のうち不着件数、約3万件
2	年金事務所等への相談来訪者数(注1)		4,350	100.0%
	相談結果の 確認状況別	年金受給権あり(注3)	1,484	34.1%
		任意加入申込あり(注3)	187	4.3%
		年金受給権なし(注3)	1,858	42.7%
カラ期間等確認中		821	18.9%	
3	裁定された方(注2)	10,039		

(注1) 「お知らせ」を持参して来訪された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数

(注2) 「お知らせ」送付後の平成21年12月21日以降に年金請求書を提出し、裁定された方の数

(注3) 前回の報告(年金受給権あり:1,479、任意加入申込あり:196、年金受給権なし:1,854)の後、数字の訂正あり

<表2>「お知らせ」送付後の平成21年12月21日以降に年金請求書を提出し、裁定された方の状況(平成22年7月31日現在)

事 項		(参考) 前回報告 (3月31日現在)	今回報告 (7月31日現在)	前回報告から の増加数	
裁定された方(人)		10,039	29,529	19,490	
性別、年齢別	うち、男性	1,318	4,593	3,275	
	年齢	64歳	207	508	301
		65歳～69歳	979	3,699	2,720
		70歳以上	132	386	254
	うち、女性	8,721	24,936	16,215	
	年齢	64歳	659	1,185	526
		65歳～69歳	7,625	22,852	15,227
		70歳以上	437	899	462
裁定請求書 提出月別	平成21年12月	1,255	1,264	9	
	平成22年 1月	5,850	6,178	328	
	平成22年 2月	2,542	4,908	2,366	
	平成22年 3月	392	5,076	4,684	
	平成22年 4月	-	4,339	4,339	
	平成22年 5月	-	3,481	3,481	
	平成22年 6月	-	3,339	3,339	
	平成22年 7月	-	944	944	

(参考)「お知らせ」を受け取る前に年金請求書を提出された方も含めた「裁定された方」全体の状況(平成22年7月31日現在)

事 項		(参考) 前回報告 (3月31日現在)	今回報告 (7月31日現在)	前回報告から の増加数	
裁定された方(人)		23,281	62,499	39,218	
性別、 年齢別	うち、男性	2,980	9,564	6,584	
	年齢	64歳	397	498	101
		65歳～69歳	2,176	4,960	2,784
		70歳以上	407	814	407
	うち、女性	20,301	52,935	32,634	
	年齢	64歳	1,126	1,190	64
		65歳～69歳	18,176	33,619	15,443
		70歳以上	999	1,809	810
裁定月別	平成21年10月	2,038	2,038	0	
	平成21年11月	4,199	4,199	0	
	平成21年12月	3,906	3,906	0	
	平成22年 1月	3,408	3,408	0	
	平成22年 2月	4,675	4,675	0	
	平成22年 3月	5,055	5,055	0	
	平成22年 4月	-	5,996	5,996	
	平成22年 5月	-	3,910	3,910	
	平成22年 6月	-	4,689	4,689	
	平成22年 7月	-	5,014	5,014	

(注)「お知らせ」送付対象者の抽出は、平成21年10月20日時点で行ったことから、「お知らせ」を送付した同年12月18日～24日より前にすでに裁定されていた方が一定数存在する。